

大山小学校いじめ防止基本方針

令和 8 年度版

鶴岡市立大山小学校

目次

はじめに

I	いじめの問題に対する基本的な考え方	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	関係者の役割・基本姿勢	1
(1)	学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢	1
(2)	保護者の役割・基本姿勢	2
(3)	地域の役割・基本姿勢	2
(4)	子どもたちの役割・基本姿勢	2
3	いじめ問題等への組織的対応	2
(1)	いじめ防止対策委員会	2
(2)	いじめ問題対応委員会	3
4	いじめの定義	3
(1)	いじめの定義	3
(2)	いじめの態様	3
5	関係機関との連携	4
(1)	教育委員会・庄内教育事務所との連携	3
(2)	警察, 児童相談所, 医療機関, 法務局等との連携	4
(3)	学校相互, 中学校ブロック内小中学校との連携	4
II	いじめ防止等の基本的施策	4
1	未然防止の取組	4
(1)	いじめを許さない学校・学級づくり	4
(2)	未然防止の方策	4
2	早期発見の取組	6
(1)	早期発見の方策	6
(2)	いじめを訴えることの意義と手段の周知	6
(3)	保護者や地域・スポーツ少年団からの情報提供	6
3	いじめ発生の場合の適切な対応	6
(1)	いじめ対応の基本的な流れ	6
(2)	いじめ発見時の緊急対応	7
(3)	いじめと認知した場合の対応	8

Ⅲ ネット上のいじめへの対応	9
1 ネット上のいじめの実態を知る	9
(1) ネット上のいじめ	9
(2) ネット上のいじめの種類	10
2 ネット上のいじめの未然防止	10
(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上	10
(2) 家庭・地域，PTAとの連携	10
3 早期発見・早期対応	11
(1) 早期発見への取組	11
(2) 早期対応への取組	12
Ⅳ 重大事態への対応	14
1 重大事態の定義	14
2 重大事態への対処	14
3 調査実施にあたっての留意点	15
4 調査結果の提供と報告の留意事項	15
5 調査結果を踏まえた措置	15
Ⅴ 教育相談体制と生徒指導体制の整備	15
1 教育相談体制と活動計画	15
2 生徒指導体制と活動計画	15
Ⅵ 校内研修	16
1 児童理解の研修	16
2 いじめ問題等の生徒指導に関する研修	16
Ⅶ 学校評価と教員評価	16
1 学校評価をとおして	16
2 教員評価をとおして	16
3 学校関係者評価をとおして	16
Ⅷ その他	16
1 いじめ防止基本方針の見直し	16
2 学校や地域におけるいじめ問題対策につながる特徴的・効果的活動	17

鶴岡市立大山小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

いじめの防止、早期発見、早期対応について組織的・計画的に取り組んでいくために、国、山形県および鶴岡市の「いじめ防止基本方針」を参考にしてこの基本方針を制定する。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校のいじめの防止等の対策に関する基本理念は、次の通りである。

法第3条の規定に基づき、いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、市及び市教育委員会その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、加害者への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につなげる。

2 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

①国の基本方針、山形県いじめ防止基本方針及び鶴岡市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとする。

ア) 学校において、学校基本方針を定めるにあたり、いじめの未然防止、早期対応、認知した場合の対処、関係機関との連携等について、具体的に対処策を示すと同時に、いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など、いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討するものとする。

イ) いじめの当事者となり得る児童に対して、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも、学校基本方針の策定に児童が主体的かつ積極的に参加し、児童の考えや意志が反映されるように努める。さらには、問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては、保護者を始め、地域関係者からの協力を得ることが考えられるため、PTA組織や保護者会等の考えや意志を反映させた方針を策定する。

ウ) 策定された学校基本方針は、定期的に、児童生徒の実態やPTAや学区民の意見をもとに総点検を行い、改善を図るものとする。

エ) 学校のホームページに掲載したり、入学時・年度初めの総会・地域での会議等で説明したりすることで、児童、保護者、地域、関係機関が内容を確認し、理解できるようにする。

- ②わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。
- ⑥教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくらうとする意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑦いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所、鶴岡市教育相談センター等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ②どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を連携して進める。
- ④いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 地域の役割・基本姿勢

- ①いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係者と連携していじめ問題の克服を目指す。
- ②いじめ防止の対策は、社会総がかりで取り組むべきものであるため、その対策のための措置に協力するよう努める。

(4) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

3 いじめ問題等への組織的対応

法第22条と法第28条に基づき、「いじめ防止対策委員会」及び教育委員会と連携し構成される「学校いじめ問題対応委員会」を組織する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」

ア) 「いじめ防止対策委員会：校内における実効的組織（日常的な関係者の会議）」

校内において、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付ける組織を位置づける。

【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、関係教員（該当学級担任・学年主任等）で組織する。

いじめ対応に関する専門的な見地での協議を要する場合、必要に応じて教育委員会に相談し、派遣を要請する。

イ) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いや問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ・ いじめを察知した場合に，関係児童生徒に対する事実関係を聴取する役割
- ・ 指導や支援の体制・対応方針を決定する役割
- ・ 保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・ 学校基本方針の策定や見直し
- ・ いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証
- ・ 常に PDCA サイクルにより検証を行う

(2) 「学校いじめ問題対応委員会」

学校において，校長又は教育委員会が，重大事態（P15～16に規定）が発生したものと判断した場合に，問題対応，調査に当たる組織として，学校及び教育委員会において設置するものである。

学校対応委員会の組織については，「いじめ防止対策委員会」の教職員等による構成員に加え，学校と教育委員会が協議し，市対応委員会より人員の派遣を受け設置する。

「学校いじめ問題対応委員会」の役割は，教育委員会と連携し，

- ア) 当該いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。
- イ) 当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査を実施する。
- ウ) 聴き取り及び調査の結果を集約し，当該児童生徒及び保護者に対して情報を提供する。

4 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ，集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをする。
- ⑨ その他

5 関係機関との連携

(1) 教育委員会・庄内教育事務所との連携

<鶴岡市教育委員会による対応>

- 鶴岡市教育相談センターにおける教育相談員の配置

- ・学校や保護者からの発達障がいや不登校、いじめ問題等の相談を受付け、関係の学校及び担当指導主事が連携し対応する。
- ※個別検査の実施に関すること
- ※不登校・不登校傾向の児童生徒の実態把握と対応に関すること
- ※適応指導教室への入級や対応・支援に関すること
- ※いじめ等の問題に関する相談対応

○鶴岡市教育委員会学校教育課の指導主事による対応

- ・学校や保護者からの相談を受付け、関係の学校及び担当指導主事が連携し対応する。
- ※関係機関との連携の調整（警察、児童相談所、鶴岡市子ども家庭支援センター等）
- ※相談窓口の提供
- ※いじめ対策等に関わる関係資料、情報の提供
- ※研修会等への指導主事の派遣

<庄内教育事務所による支援>

○庄内教育事務所に設置されている「いじめ解決支援チーム」を活用し、いじめの防止等に係る活動を推進、かつ、解決が困難ないじめ事案への支援体制を活用する。

- ・担当指導主事、青少年指導担当、エリアスクールソーシャルワーカーによる対応
- ・必要に応じて弁護士やエリアスクールカウンセラー等の外部専門家の派遣

(2) 警察、児童相談所、医療機関・法務局等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、鶴岡警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては、困難な事例の場合は、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携が必要である。また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、教育委員会や学校が、関係機関と連携する。

(3) 学校相互、中学校ブロック内小中学校との連携

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、第五中学校ブロックにおいて、各学校の児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を、校長会・教頭会・生徒指導主任会の機会を捉えて実施し、対策等の共有を図る。

Ⅱ いじめ防止等の基本的な取組

1 未然防止の取組

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ①「一人一人がかけがえのない人間である」「お互いに尊重し合わなければならない」という考えに立ち、すべての児童に道徳性と社会性を育むとともに人権を尊重する態度を身につけさせる。
- ②すべての児童に「いじめは人間として絶対に許されない」ことを意識づけるとともに、いじめを傍観する行為もいじめと同等であることを指導していく。また、いじめに気づいた時はすぐに大人に伝えることが大切な行動であることを認識させる。
- ③学級活動や道徳教育、学校行事や体験的な活動の充実を通じて、コミュニケーション能力を高め、思いやりの心・感謝の気持ちを育てよりよい人間関係づくりを進めていく。
- ④学級活動や児童会活動等を通して、児童自身がいじめ問題の解決に向けて主体的に考え、行動していくことができるようにする。

(2) 未然防止の方策

- ①学年・学級経営の充実を図る。

- ア) 教師が受容的・共感的な態度で接し励まし認めていくことにより、児童一人一人のよさを発揮させ、自己有用感を高めていく。
 - イ) 児童が主体的に取り組む活動を取り入れ(自己決定の場)、ルールを守り、活気にあふれた集団づくりを進める。
 - ウ) 正しい言葉遣い・温かい言葉遣いが広がるように指導する。人を傷つけるような言葉遣いについては適宜指導していく。
 - エ) 日常観察やアンケート・1日の振り返り、児童の表情や態度などから変化の兆候をつかみ、初期対応に生かす。
- ②授業における生徒指導の充実を図る。
- ア) 自己決定、自己存在感、共感的な人間関係を意識した授業づくりを進める。
 - イ) 楽しい授業、わかる授業を工夫し、基礎学力の定着を図る。
 - ウ) 児童同士が関わり、協力し、学び合う授業を工夫する。
 - エ) 学習規律をしっかりと身につけ、集中して学ぶ態度を育てる。
- ③道徳教育の推進
- ア) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係の素地を養うことがいじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。
 - イ) 道徳の時間の充実を図り、特に、思いやり・生命尊重の価値項目を重点価値として位置づけ、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。
- ④学級活動の充実を図る。
- ア) 学級活動(1)では、生活の中から課題を見だし、自分たちで解決しようとする力を高める。そのことを通して、心が通い合う学級づくりにつなげていく。
 - イ) コミュニケーション能力を高め、他者との関係を調整する力を高める。
 - ウ) トラブルやいじめに直面した時の対処の仕方を身につけるために、ソーシャルスキルトレーニングを活用した活動を工夫する。
- ⑤学校行事・おうら活動の充実を図る。
- ア) おうら活動など、自分たちで考えて活動する機会を設け、自主性と責任感・思いやりの心を育てていく。
 - イ) 高館山登山や6年生を送る会など、児童が協力して成功を目指す活動を通して、達成感や自己存在感を感じ取れるようにする。
 - ウ) 自然教室や修学旅行など、グループ活動が中心になる行事では、企画段階からまとめの段階まで濃密な関わりが必要になる。この機会を捉え、望ましい人間関係の構築を図っていく。
- ⑥児童会活動の充実を図る。
- ア) 児童の自発的・自治的な活動を醸成するために、主体的な活動や運営を可能とする場を設け、児童自らがよりよい学校をつくろうとする意欲を高めていく。
 - イ) 児童が主体的にいじめ問題の予防と解決に取り組めるような児童会活動を工夫する。
- ⑦情報モラル教育の充実を図る。
- ア) パソコンや携帯、スマートフォン、ゲーム機その他の端末を使用したインターネット接続について、適切な利用の仕方やネットトラブルの対処法を指導する。
 - イ) 児童及び保護者に対し、情報モラルやネットを利用したいじめ問題について学ぶ機会を設ける。
- ⑧特別支援教育の充実を図る。
- ア) 発達障がいや特別支援教育に対する理解を深め、児童一人一人の状況や特性に応じた具体的な支援を行い、安心した学校・学級生活が送れるようにする。

イ) 障がいや差別され、いじめられることのないように、交流学習の場を設けたり日常的に関わりが持てるような機会を設けたりするなどの手立てを工夫し、受容的な雰囲気づくりに努める。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見の方策

①教職員と児童との日常的なかかわりを重視する。

ア) 休み時間や給食時間などの児童の様子、児童との会話を大切にし、信頼関係の構築に努める。児童の言動等に気を配り、普段と異なる様子等が見られた場合は、教育相談など適切に対応をする。

イ) 教育相談を年5回設定し、教師が児童とじっくり話し合うことができるようにする。(全員面談)

②複数の目で見守る。

ア) T T指導を行ったり、荒れの兆候の見られる学級に対応したり、学級担任が一人で問題を抱え込まない体制づくりをする。また、クラブ活動や児童会活動、縦割り清掃等で見られる児童の様子について、担任以外の職員と担任とが日常的に情報共有する機会を持つ。

イ) 教職員がいない時間、いない場所でいじめが起こりやすいという認識のもとに、級外教員を中心に休み時間や業間の校内巡視を行い、児童の様子を把握する。

③定期的にアンケート調査やQ Uテスト等を通じた実態把握を行う。

ア) 心のアンケートにより児童一人一人の状況を把握し、初期指導に役立てる。

イ) 年2回のQ Uテストを活用し、学級内の人間関係や学級生活への満足度等を把握するとともに、Q U研修会を開催し、改善の方策をチームで考える。

ウ) いじめ発見のチェックリストの活用と実施(教員用、保護者用)

県様式を参考にして、アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施する。

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

①「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことを日頃から指導し、児童に浸透させる。

②大山小における「いじめ相談」への対応について、家庭や地域に周知する。

ア) 学校の窓口を生徒指導主任・担任・教頭としているが、話しやすい教職員の誰にでも相談してよいことを周知していく。

イ) 学校の教育相談の他に、他機関の相談窓口の周知を行う。また、スクールカウンセラー等の相談も勧めている。

(3) 保護者や地域・スポーツ少年団からの情報提供

日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や地域・スポーツ少年団等に周知し、早期発見のための情報提供に協力を求める。年2回の保護者アンケートを実施。

3 いじめ発生の場合の適切な対応

○ 学校における基本的対応

・いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応する。

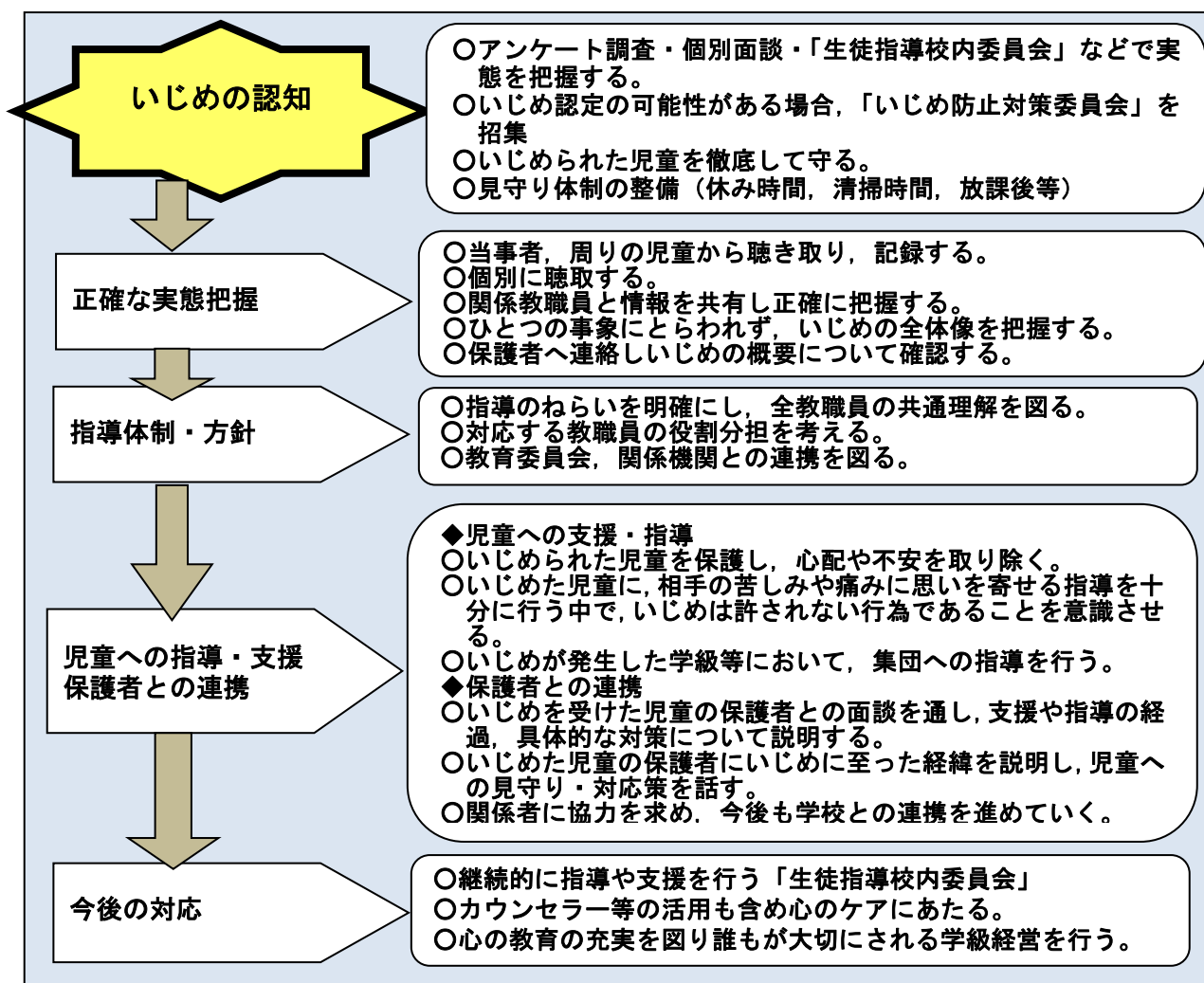
・被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

・学校は教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。ま

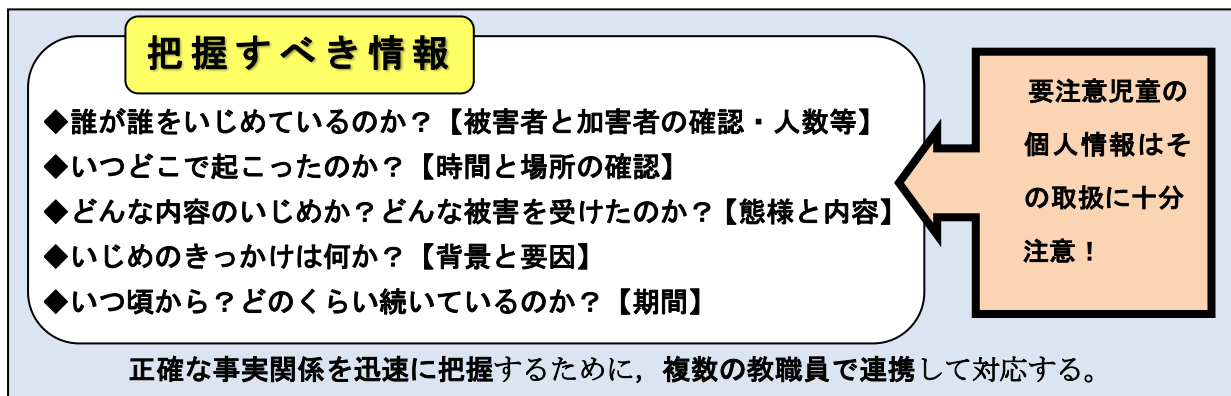
た、いじめを認知した場合、躊躇なく「いじめ防止対策委員会」に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応する。いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた児童生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



(3) いじめと認知した場合の対応

①被害児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

イ) いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。

ウ) いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell:心配していることを伝える, Ask:自殺願望について尋ねる, Listen:気持ちを傾聴する, Keep safe:安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

②加害児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止にあたる。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求

めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱など、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ) いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校は毅然とした態度で取り組む」ということを理解してもらおうようにする。必ず、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③集団へのはたらきかけ

ア) 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなどの同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱に留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの実態を知る

(1) ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④保護者や教師等の身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) ネット上のいじめの種類

ネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

①掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめの事例

- ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みや個人情報の無断掲載
- イ) 特定の児童になりすましてインターネット上で活動を行う

②メールでのネット上のいじめの事例

- ア) メールを用いた特定の児童に対する誹謗中傷
- イ) 「チェーンメール」や「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷

③SNSを利用したネット上のいじめの事例

- ア) SNSを利用しての誹謗中傷の書き込みや画像や動画の送信
- イ) SNSのネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行う

④その他

ロこみサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

今後もネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービス等の出現により、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

2 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

①教科活動等における児童に対する指導の充実

児童の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。

②児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することが

できるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。

③教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、啓発や研修会を行う。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのために、市内の児童生徒のIT機器の使用状況等についての情報を把握し、学校を通じて保護者に対して児童生徒のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

①学校における取組と連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

②家庭の取組と連携

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくことなどについてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

◆ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイト等を、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

◆ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

③PTAの取組と連携

PTAにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙により啓発するなどの活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。また、保護者の協力を得たネットパトロール

ールを実施するなど、PTA活動の役割として複数を人選し依頼するなどして活動の意識化を図る。

3 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

①「ネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

常日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

②「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、インターネットを利用している児童が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知していく。

③学校・家庭・地域、PTAによるネットパトロールの実施

早期発見の観点から、市教育委員会及び学校、PTA、地域等が連携し学校ネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めていく。

また、保護者によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備することも重要である。インターネット上で、児童生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、情報を組織的に共有するとともに、積極的に関係機関の指導、助言を受けながら対応する。

◆ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、ネット上のいじめ等が起こっていないか、チェックすることを「ネットパトロール」と呼ぶ。

◆ネットパトロールの具体的な方法

- i) google や yahoo 等の検索エンジンを利用し、「学校名(略称等もある)」「地域」「掲示板」等のキーワードを組み合わせて検索する。
- ii) 無料掲示板やSNS等で学校別掲示板を探す。
- iii) 非公式掲示板検索サイト(学校裏サイトチェッカー等)を利用する。
- iv) 検索によりヒットしたサイトのリンク先をさらに同様の方法で検索する。 等

④その他

児童が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

① 掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア) ネット上のいじめの発見、児童・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では児童が出すいじめのサインを見逃さずネット上のいじめに対応していく。

イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

学校においては、誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

◆確認する内容（いじめられた本人や保護者から）

「いつ頃」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」

「それに対してどのような行動をしたか」

ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名等を記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報を悪用されることなどがないように注意する。

エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要なURLや書き込みナンバー等の記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

② 警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、市教育委員会等と相談しながら、状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

③ 法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理する

プロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

④児童への指導のポイント

児童がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童に対して指導を行う。

- ア) 掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為(刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」等)であり、決して許される行為ではないこと。
- イ) 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人等の重大犯罪につながる場合もあること。
- ウ) 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

⑤チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

- ア) 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできないこと。
- イ) チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ウ) チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめの加害者となること。
- エ) チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- オ) チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- カ) チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイト等の大変危険なサイトにつながる場合があること。

◆チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童には、チェーンメールの転送先を紹介することもできる。(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

IV 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
(自殺を図る、身体に重大な傷害を負う、金品等に重大な被害を被る、精神性の疾患を発症する)
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定の期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合は、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

2 重大事態への対処

- ①重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「学校いじめ対応委員会」を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。
- ④調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童及び保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

3 調査実施にあたっての留意点

- ①事実関係を可能な限り、網羅的、客観的に調査する。質問紙を使って調査する場合には、あらかじめ質問内容等について鶴岡市教育委員会の指導・助言を受ける。
- ②初期段階の調査で情報がなかったことでトラブルや不適切な対応がなかったと断定したり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように配慮する。
- ③質問紙調査で得られた情報は、いじめられた児童やその保護者に提供する場合もあることを念頭に置き、調査する際には、その旨を調査対象となる児童や保護者に説明する。
- ④いじめられた児童から聞き取ることが可能な場合は、本人から十分に聞き取る。
- ⑤いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先にして調査する。
- ⑥いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、調査に際して、児童の保護者の要望や意見を十分に聴取した上で調査を実施する。
- ⑦調査の経過については、逐次、鶴岡市教育委員会に報告し、指導助言を受ける。

4 調査結果の提供と報告の留意事項

- ①学校は調査結果を鶴岡市教育委員会に報告するとともに、関係者や報道機関等への説明や情報提供について指導助言を受ける。
- ②調査によって明らかになったいじめに関連する事実について、いじめを受けた児童やその保護者に説明する。
- ③調査によって明らかになった事実は、関係者のプライバシー等に十分に配慮しながら、全校児童と保護者に説明する。
- ④報道機関への情報提供にあたっては、関係者のプライバシー等に配慮しながら適切に行う。

5 調査結果を踏まえた措置

- ①調査によって明らかになった事実をもとに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ②重大事態の発生や調査により、児童の間に不安や動揺が広がることを予想し、児童や保護者の心のケアと、落ち着いた生活を取り戻すための支援に努める。

③学校は調査結果をふまえ、主体的に再発防止に向けた取り組みを行う。

V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

1 教育相談体制と活動計画

児童に対する定期的な心のアンケートを実施するとともに、担任と全児童の教育相談の機会を設定する（年間5回実施）。

アンケート結果及び教育相談状況を受けての「いじめ防止対策委員会」を開催する。必要に応じ個別の面談を行い、状況の正確な把握と児童に寄り添う相談体制を充実する。

2 生徒指導体制と活動計画

日常の学級の状況を把握するとともに、児童の問題行動のサインが見られないかを、早期に認識することが重要である。そのために、毎月の職員会議、毎週の職員打ち合わせで気になる児童について情報を交換しながら、早期発見及び組織としての取り組みを行っていく。

また、協調性や思いやりの心を育てるために、おうら班の活動や児童会活動、あそぼデーや学級活動(1)の話し合いの活動を計画して全校・学年・学級が仲良く助け合って活動できるようにしていく。

VI 校内研修

1 児童理解の研修

「子どもを語る会」、職員会議での児童理解、毎週の打ち合わせでの気になる児童の情報など、児童の抱える問題点や学級の様子などを共通理解する。また、年2回実施するQUテストの結果を分析し学級経営に生かす研修会を計画する。

豊かな人間関係を築くには学級経営が基盤となるため、特別活動を中心に据えた自主性・自立性を伸張する学級集団づくりの研修会を計画する。

発達障害を抱える児童とのトラブルが多く発生するため、発達障害に関する研修会を設定し、障害の特長と児童理解・関わり方及び学級集団作りについて研修、安定した学級経営ができるようにする。

2 いじめ問題等の生徒指導に関する研修（ネット関係・非行・事故防止等）

ネットに関する現状認識を理解し、児童にネットモラルを身につけさせるための指導法の研修及び保護者の意識の啓発のための研修会を計画する。

VII 学校評価と教員評価

1 学校評価をととして

①学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にする。
- ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。それら各学級の状況を学校組織として共有する。
- ・本校のいじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得る。
- ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されている。

②学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

2 教員評価をとおして

- ①いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童の理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等をしているかどうか評価する。
- ②学級の実態に基づく評価結果を踏まえ，その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

3 学校関係者評価をとおして

- ①大山小学校運営協議会（10月・2月）で，状況について報告・説明し，学校での対応についてご意見をいただく。

Ⅷ その他

1 いじめ防止基本方針の見直し

学校では，法の施行状況や国や県・市の基本方針の変更等を勘案し，本校基本方針の総点検を行い，必要があると認められたときは，その結果に基づいて改訂の措置を講じる。

2 学校や地域におけるいじめ問題対策につながる特徴的・効果的活動

学校では，児童会を中心にした「あいさつ・言葉づかい」の取り組みによる思いやりの心を持った明るい学校づくり，縦割り班を活用した異年齢集団での人間関係づくりを大切にしていく。

地域では，スポーツ少年団・青少年育成関係組織・子どもの見守り組織（めっけ隊）・交通安全会・防犯協会との連携を図り，地域で大山の児童を見守り育てていく活動を推進する。特にスポーツ少年団活動でのトラブルを学校生活に引きずる事案が多いため，各団の指導者との連携を図り，対応していく。